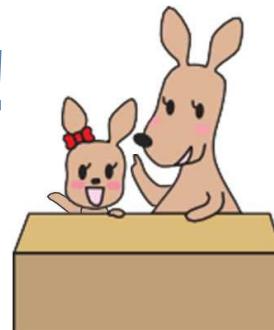


## 名古屋法務局供託課からのお知らせ

# 自筆証書遺言書保管制度の オンライン手続の試行 を開始します！

2026.2.2開始



試行する取扱い

### 保管申請の事前チェック



提出書類の写し(PDFまたは画像ファイル)を事前に電子メールでお送りいただければ、形式面の事前チェックを行います。



事前チェックを受けることにより、  
保管申請当日の手續がスムーズになります。

- 保管申請をするには、これまでどおり、遺言者本人の来庁が必要です。来庁日時をご予約の上、提出書類(原本)をご持参ください。

※ 名古屋法務局供託課のみで試行的に行っている取組です。  
愛知県内の他の遺言書保管所は、オンライン手続の試行を実施していませんので、ご注意ください。

# 1 取組の概要

保管申請の提出書類について、ご希望により、事前に形式面のチェックを受けることができます。希望される方は、電子メールで、遺言書、申請書、添付書類を写しの送信してください（詳しくはP3～5をご覧ください。）。

事前チェックを受けることにより、保管申請当日の手続がスムーズになります。

## 参考

- 一部の書類のみについて事前チェックを受けることも可能です。
- ご質問（書類の形式面に関するご質問）がある場合には、電子メールでご質問いただくこともできます。
- 電子メールによる事前チェックを受けるかどうかは、任意です。  
これまでどおり、事前チェックを受けずに、予約の上、申請いただいても差し支えありません。



## 留意事項 1：事前チェックを受けるに当たって



事前チェックを受けた後は、従来どおり、遺言書保管所（法務局）の窓口に遺言者本人が出頭し、申請書類一式の原本を提出して保管申請をしていただく必要があります（詳しくは、P5～6をご覧ください）。



事前チェックは、あくまで、申請書・遺言書・添付書類の形式面に不備がないかを確認するものです。

遺言の内容に関するご相談には、応じることはできません。

また、遺言書の有効性を保証するものではありません。

遺言書の内容についてご不明な点がある場合は、弁護士などの法律の専門家に相談することや、公正証書遺言の利用をご検討ください。



事前チェックは、保管申請手続の完了を保証するものではありません。

正式な審査は保管申請を受けた後に行いますが、その審査の結果、訂正や書類の追加が必要になる場合もありますので、ご了承ください。

重要

## 2 対象の申請

名古屋法務局供託課に対する、遺言書の保管の申請が対象になります。



### 留意事項2：保管の申請の管轄

- 遺言書の保管申請には、申請できる法務局（管轄）が決まっています。
- 名古屋法務局供託課は、愛知県内全域を対象として申請を受け付けています。
- 次のいずれかに該当する場合は、名古屋法務局供託課へ申請することができます。
- 1 愛知県内に遺言者の住所地がある場合
  - 2 愛知県内に遺言者の本籍地がある場合
  - 3 愛知県内に遺言者の所有する不動産の所在地がある場合

#### 注意：管轄の例外

すでに他の遺言書保管所に遺言書を保管している遺言者が、追加の遺言書の保管を申請する場合には、申請先は、すでに遺言書を保管している遺言書保管所に限られます。

例）春日井支局で保管中 → ○ 追加の遺言書「春日井支局」のみ  
→ ✗ 名古屋法務局供託課には申請不可

- 愛知県内の遺言書保管所について

愛知県内には、名古屋法務局供託課のほか、春日井支局、津島支局、一宮支局、半田支局、岡崎支局、刈谷支局、豊田支局、西尾支局、豊橋支局、新城支局があります。

これらの遺言書保管所は、**いずれも愛知県全域を対象として申請を受け付けています。**

どの保管所に申請するかは、**遺言者がご自宅からの距離などを踏まえ自由に選択することができます。**

- 電子メールによる事前チェックについて

電子メールによる事前チェックは、**名古屋法務局供託課のみで行っている試行的な取組です。**

そのため、春日井支局、津島支局、一宮支局、半田支局、岡崎支局、刈谷支局、豊田支局、西尾支局、豊橋支局、新城支局で保管申請をする場合には、**電子メールによる事前チェックを受けることはできませんので、ご注意ください。**

重要

### 3 手続の流れ

- ① 遺言書、申請書、添付書類の準備 ▶▶▶ ② 電子メールの送信  
▶▶▶ ③ 来庁予約 ▶▶▶ ④ 来庁（申請）▶▶▶ ⑤ 保管証受取

#### 1 遺言書、申請書、添付書類の準備

遺言書、申請書、添付書類を準備してください。



##### 留意事項3：遺言書、申請書、添付書類の詳細

- ✓ 遺言書、申請書の準備に当たっては、以下のホームページを参考にしてください。

▶ 遺言書の様式等についての注意事項

<https://www.moj.go.jp/MINJI/03.html>



注意事項等

▶ 申請書の様式、記載例

<https://www.moj.go.jp/MINJI/06.html>



様式記載例

※【3】の「01 遺言書の保管の申請」の欄をご覧ください。

- ✓ 遺言書の内容についてご不明な点がある場合には、弁護士などの法律の専門家に相談することや、公正証書遺言の利用をご検討ください。

- ✓ 添付書類は、以下をご準備ください。

＊ 本籍（外国人は国籍）と戸籍の筆頭者の記載のある住民票の写し

- ✓ マイナンバー（個人番号）や住民票コードの記載のないものを準備してください。
- ✓ 外国人の方など、住民票の写しを準備できない方は、別途ご相談ください。

＊ 日本語による翻訳文（遺言書が外国語により作成されている場合）

- ✓ メール送信の際は、個人情報の一部をマスキング処理したものを送信しても構いません。

ただし、申請の際は、マスキング処理していないものを提出いただきます。

## 2 電子メールの送信

① の書類のうち、事前チェックを受けたいものについて、写し※を、以下のとおり、**電子メールで送信してください。**

※遺言書・添付書類:各ページを撮影した画像ファイルまたはスキャンしたPDFファイル  
申請書:ホームページに掲載している申請書の様式に、必要事項を入力したファイル

注意

メールの送信だけでは、保管手続は完了しません。

事前チェック後、遺言者本人が法務局に来庁の上、原本を提出する必要がありますので、必ず③以降の手続も行ってください。

### 送信方法

- 送信先のメールアドレスは、  
**「igon\_nagoya\_moj\_bal@moj.go.jp」** です。
- メールの件名は、「保管申請のメール相談」としてください。
- メール本文に、申請人の氏名と電話番号を記載してください。

### 添付ファイルの形式

- ファイル形式は、次のとおりとしてください。  
これ以外は、法務局でファイルを開くことができないので、お控えください。

ファイル形式	拡張子
PDF形式	.pdf
JPEG形式	.jpg、.jpe または .jpeg
GIF形式	.gif
PNG形式	.png
TIFF形式	.tif または .tiff
BMP形式	.bmp
WEBP形式	.webp
HEIC形式	.heic
HEIF形式	.heif
SVG形式	.svg

- 遺言書・添付書類の撮影・スキャンは、内容が判読できる鮮明なものとしてください。



## 留意事項4：送信時に注意いただきたい事項

- 1通のメールに添付するファイルは、合計で20MB以内としてください。  
20MB以内に収まらない場合には、複数通に分けて送信していただいても構いませんが、その場合には、メール本文にその旨を記載してください。
- 法務局では、セキュリティ上、HTML形式のメール（メール本文への画像の埋め込み等）の内容を確認することができません。必ずテキストメール形式で送信してください。
- このほか、法務局のメールソフトのセキュリティ設定上、スパムメールと判断され、メールを受信することができない場合があります。  
そのため、事前チェックの依頼メールを受信した場合には、必ず3日以内（土日祝及び年末年始を除く）に、受信した旨のメールを返信します。

### 重要

法務局から3日以内に返信がない場合には、メールが到達していない可能性がありますので、必ず、名古屋法務局供託課の遺言書保管所（052-952-8184（直通）、受付時間：平日午前9時～午後5時）までお電話いただきますようお願いします。

- メールアドレスの入力ミスによる誤送信にご注意ください。  
ご不安な方は、件名を「テストメール」として、事前にテストメールをお送りいただくことをお勧めします。メールを受信次第、確認のメールを返信します。
- 添付ファイルにパスワードを設定した場合には、電話や別メールなどの適宜の方法で、法務局に、読み取り用パスワードをお知らせください。
- ご質問（形式面に関する事に限ります。）がある場合には、メール本文に記載するか、ワードファイル等に記載して送信してください。



## 3 来庁予約

事前チェックの完了後、メールにて結果をご連絡いたします。

内容をご確認の上、名古屋法務局供託課への来庁予約をお願いいたします。

- 予約方法については、以下のホームページをご覧ください。  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/08.html>
- 予約サービスへの入力の際に事前チェック済みであることを住所欄に付記願います。（例：○月○日チェック済）
- 窓口又は電話にて予約の場合は、事前チェック済みであることを担当者にお伝えください。



## 4 来庁（申請）

予約した日時に、**遺言者本人**が法務局（名古屋市中区三の丸2丁目2番1号名古屋合同庁舎1階の名古屋法務局供託課③遺言書保管所窓口）にお越しください。



➡ 交通アクセスは、以下のホームページでご案内しています。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/table/shikyokutou/all/honkyoku.html>

✓ 来庁の際は、次のア～オを必ず持参してください。

事前チェックを受けているかどうかにかかわらず、全てを持参してください。

### □ア 遺言書（原本）

➡ ホチキス留めはせず、バラバラのままお持ちください。封筒も不要です。

### □イ 申請書

➡ ホチキス留めはせず、バラバラのままお持ちください。

### □ウ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書

➡ 例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券など

➡ 有効期限のある身分証明書は、有効期限内のものに限られます。

### □エ 本籍（外国人は国籍）と戸籍の筆頭者が記載された住民票の写し

➡ マイナンバー・住民票コードの記載がないもの

### □オ 3,900円分の収入印紙

➡ 収入印紙は、名古屋法務局本局内でお買い求めいただけます。

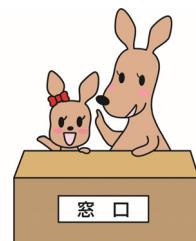
担当者からの案内をお待ちいただき、手数料納付用紙に貼付して納付をお願いいたします。

※ そのほか、提出書類以外に、**法務局が送信した事前チェックの完了**した旨のメールを印刷したものをご持参ください。（任意）

## 5 保管証受取 → 手続完了

受付後、完了までにお時間をいただきます。

手続が完了すると、その場で保管証をお渡します。



参考

遺言者及び相続人等が保管申請後の各種手続をされる際は、保管番号があると便利ですので、大切に保管してください。

## 参考

### ■ 法務省自筆証書遺言書保管制度ホームページ

遺言書保管制度の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



### ■ 根拠規定

遺言書保管制度やオンライン手続の取組は、以下に基づいて実施しています。

- 法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000073>

- 法務局における遺言書の保管等に関する政令(令和元年政令第178号)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/501CO00000000178>

- 法務局における遺言書の保管等に関する省令(令和2年法務省令第33号)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/502M60000010033>

- 遺言書保管事務取扱手続準則(令和2年5月11日付け法務省民商第97号民事局長通達)

[https://www.moj.go.jp/MINJI/common\\_igonsyo/pdf/igonsyo\\_jyunshoku.pdf](https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/igonsyo_jyunshoku.pdf)

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC00000000151>

- 法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則(平成15年法務省令第11号)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/415M60000010011>



### ■ お問合せ先

名古屋法務局供託課 遺言書保管所

電話番号:052-952-8184(直通)

所在地:名古屋市中区三の丸2丁目2番1号名古屋合同庁舎第1号館